

教育長	<p><1. はじめに> 教育長挨拶</p>
事務局	<p>協議事項の前に、前回までの条例案からの変更について比較対照表により説明させていただきたい。(事務局より説明)</p>
委員長	<p>修正案の報告について何か意見があれば。</p>
委員	<p>前文の「一人ひとり」が「1人ひとり」となっているが、前回は「ひとり」を漢字にするか平仮名のままでいいかという質問が出ていたように思う。数字にする必要があるのか。</p>
事務局	<p>「一人ひとり」のままでいいと思われる。再度元に戻すようにする。</p>
委員長	<p>前文の「共に生きよう ふれあいのまち」は、『 』から「 」に変更になっているが、何か取り決めがあるのか。</p>
事務局	<p>法制上、条例ではこの場合「 」の方がふさわしいため改められた。</p>
委員長	<p>目次の第2章は「体制」で終わるのではなく、「体制の充実」でいいのか。第2章の第1節と第2節は共に「体制」について述べられていると思うが、「整備」や「充実」とつけることによってこれからも続けていく現在進行形のイメージがある。条例はあまり変更せず、すると決めてしまうものであると思われるが、わざわざ「充実」をつける必要があるのかどうか。</p>
委員	<p>「体制」だけでは不足を感じる。よく使われるのは「体制の確立」や「体制の整備」や「体制の充実」など。「体制」だけにしてしまうと逆に受け取る側に「体制」に続く何か余韻を残して色々なイメージをさせてしまうのではないか。事務局としての意見はどうか。</p>
事務局	<p>「整備」よりも、推し進めていく「推進」や、より豊かにする「充実」にした方が第1節や第2節の内容を反映していると思われる。</p>
委員	<p>「推進」は、次に策定する「推進計画」の中で使うのはいいと思われるが、条例の中で使うには期待度が動きすぎる。「整備」は、どんな整備を今後していくのかというイメージ、「確立」は体制ができあがると</p>

	終了のイメージ。「充実」は幅を持たせることができる。
事務局	ここで終わるのではなく、更なる充実・進歩をめざすという意味で「充実」とした。
事務局	<p>< 2. 協議事項 ></p> <p>(1)「播磨町人権尊重のまちづくり条例(案)に関する意見募集(パブリック・コメント)の結果について(案)」について(事務局より説明)</p>
委員長	パブリック・コメントの回答についての今後の流れはどうなるか。
事務局	ホームページで回答を公表し、それに対して疑義があった場合は、その後は個人に対してメールでやり取りを行っていく。次回の12月の検討委員会では最終案を見ていただいて承認を得たい。それをもとに1月に委員長から答申をしていただく。その後、議会の議決を経て条例が制定される。
委員	第2条第5項は、文中に()書きが多く非常にわかりにくいですが、法制上は大丈夫なのか。
事務局	<p>「人種」から「その他」までの大きく12に分けた属性を、()書きで説明しながら並べており、その部分が長くてわかりにくくなっている。ただ、法制上は問題ないかと思われる。パブリック・コメントの意見8番と9番は、その部分にもう少し具体的な個別の人権侵害の項目を入れてはどうかという意見である。それぞれ個別の人権侵害については既に挙げている項目の中に含まれているため、より細かく明記するとなると膨大な量になり、整合性も取りにくくなってしまう。</p> <p>個別の人権侵害については実施計画の中に記載していくことになる。おそらくアンケート調査であげた17の人権侵害について詳しく記載していくことになる。</p>
委員	<p>パブリック・コメントに対する町の回答は非常に丁寧で良い。</p> <p>日本国憲法の改正案の議論においても、第14条にある社会的身分・門地に関して、部落差別は社会的身分に含み、社会的身分は部落差別に主眼を置いているとの政府見解である。部落差別という文言は書かれていない。8番と9番の意見は、個別の人権侵害が書かれておらず内容がぼんやりしていると言われているようだが、部落問題が「出身その他の</p>

	<p>属性」に含まれるということに理解は得られるだろう。個別の問題をすべて書き出すと、今後人権課題が増えていった時に、個別に書き出したものに該当しないものは入らないと受け取られてしまう。また、「人種等の差別」に人種、民族および性別も含むということも理解は得られるだろう。</p>
<p>委員長</p>	<p>第2条第5項と第6項の関係がもしかしたら読み解きにくいのかももしれない。第5項の（以下「人種等の属性」という。）を見逃してしまうと、第6項に出てくる「人種等の属性」が「人種」だけを指すように捉えられてしまい、わかりにくい。しかし、パブリック・コメントの回答はその辺りも押さえて答えているのでいいのではないかと思われる。</p> <p>話は変わるが、播磨町ではパワーハラスメント関係の法整備はなされているのか。</p>
<p>事務局</p>	<p>整備されている。</p>
<p>委員長</p>	<p>現実にはパワーハラスメントと差別は同じものではないので、その辺りの説明がなされている方がいいと思うが、説明が長くなりすぎてそれも良くないかもしれない。意見2番に対して「『不当な差別』には、職場のパワーハラスメント等についても含んでいます。」という回答は戸惑う方がいるかもしれない。差別は重い言葉であり、パワーハラスメントはプロセスの部分を言うこともある。パワーハラスメントの結果、差別につながるというプロセスを考えると、パワーハラスメント＝差別ではないことがわかると思うが、「含まれる」という答え方なので大丈夫なのかなと思う。</p> <p>パブリック・コメントの回答については、検討委員会の意見等を踏まえて、事務局から回答いただくこととする。</p>
<p>委員長</p>	<p>(2) その他</p>
<p>事務局</p>	<p>追加で、答申の文案の訂正をお願いしたい。最終協議を次回に持ちこすことになるので、日付を令和6年12月16日から令和7年1月28日に、構成の第2章「体制の整備」を「体制の充実」に変更をお願いしたい。12月の検討委員会で最終案を見ていただき、1月28日に町長に答申する。その間でもパブリック・コメントの意見に対しては回答を行うので、回答案をまた皆さんに見ていただいて審議することになる。</p>

<p>事務局</p>	<p>< 3. 連絡事項 ></p> <p>第 6 回検討委員会 1 2 月 1 6 日 (月) 1 0 時 ~ 条例案の最終協議を予定</p> <p>第 7 回検討委員会 令和 7 年 1 月 2 8 日 (火) 1 0 時 ~ 播磨町長への答申を行う予定</p>
<p>部 長</p>	<p>< 4. おわりに ></p> <p>教育委員会事務局部長挨拶</p>